

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年4月9日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 佐々木 益雄

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年3月4日から令和6年3月27日まで
- 2 監査対象 都市建設部 下水道課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

(1) 契約事務について適正な事務処理を求めるもの

下水道修繕工事（マンホール工）において、工事請負費ではなく修繕費から支出するために、予定価格が130万円以下になるよう工事内容を分けて契約事務を行っていた。

発注に際し、合理的な理由なく、意図的に契約を分離・分割して発注してはならない。透明性、客観性が確保された契約事務を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

(1) 文書事務（2件）

- ・文書管理が適正でないもの
- ・決裁権者の設定が適正でないもの

(2) 現金取扱事務（2件）

- ・つり銭の管理が適正でないもの
- ・証紙の受払が適正でないもの

(3) 旅費支出事務（1件）

- ・出張命令及び出張復命が適正でないもの

(4) 契約（2件）

- ・修繕工事の事務手続が適正でないもの
- ・物品役務の契約に係る必要書類が提出されていないもの

(5) 予算（1件）

- ・財政課長の合議がないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。